

松川地域づくり計画書

改訂版

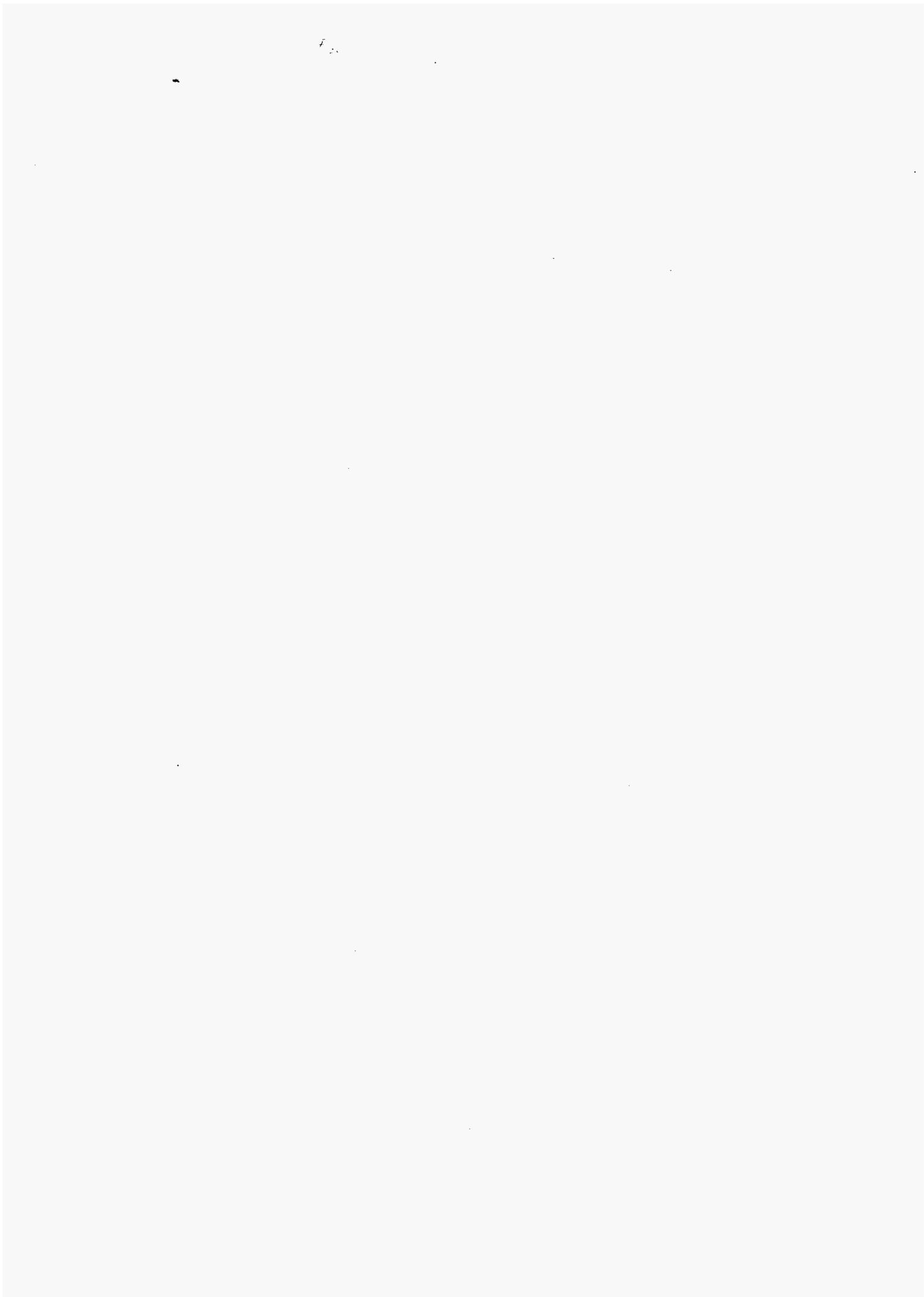
元気に イキ・イキ・イキ 松川



協働で築く 豊かな松川 輝く未来

令和4年3月

いわて松川やくにたつ会



1 はじめに

松川地域づくり計画書は、平成28年3月に策定したものです。いわて松川やくにたつ会は、令和2年度から指定管理者として松川市民センターの管理運営を受託し、地域協働体としての活動の幅も広がっています。

一方で、人口減少、高齢化の進行など地域を取り巻く環境は引き続き厳しい状況です。当初策定した計画では、地域課題を解決するためにコミュニティ、農林商工など8つの領域を設定し、合計95の目標項目を掲げました。そして、各目標は計画策定後、3年～10年の期間で実施していくこととしました。

しかし、計画した目標の中には未着手のものもあり、この5年を振り返り、今後10年を見据えた計画を評価検討したものです。

地域課題の解決に向けて、重点的に取り組む目標、また計画の検討を継続すべき目標を明確にし、着実な計画遂行ができるようさらなる話し合いを重ねながら積極的に活動していきたいと思えます。

令和4年3月

いわて松川やくにたつ会

会長 永澤源治郎

2 計画検討の趣旨

平成 28 年 3 月に計画を策定した際にも、人口減少と少子高齢化が大きな課題であるとしましたが、現時点でも、人口減少・少子高齢化は着実に進んでいる状況です。

人口減少が、税収の減少を招き、そのことから行政サービスの減少、地域協働体の役割期待の増加を招来している現象は変わりません。

平成 27 年 3 月から令和 3 年 3 月までに、松川地域の人口は 251 人、13%の減少となっています。特に若年層の人口減少は顕著であり、将来の労働力人口の減少等が懸念される状況です。

当初、まちづくりを考える大前提として「地域の危機」を正面から受け止め、「これでいいのか？」という疑問を現状に投げかけ、「こうすればいいのか」というコミュニケーションを通じ、自分たちの地域課題は自分たちで考え、さらにその課題の解決に自らが取り組むという過程を経て初めて危機を乗り越えられるものとしていました。しかし、本当に「地域の危機」を正面から受け止め、行動をしてきたのか、今回の検証を通じて、振り返り、計画における目標の評価・検証を行うことで、次の 10 年を見通した、計画の検討が必要であると考えたものです。

3 計画の期間

この計画書はおおむね 10 年間の計画ですが、情勢の変化等で柔軟に見直し変更できるものとします。

4 地域の概要

東山地域の南部。北から東にかけては長坂に接し、西は一関地域、南は川崎地域に接しています。砂鉄川を中心に帯状に平地が開け耕地のほとんどが水田です。周囲は山地で、旧松川小学校の校歌に「奈良の都の面影を伝えてゆかし我が郷土」とあり、奈良盆地に似た地形といわれています。JR 大船渡線が西部を南北に走り陸中松川駅、岩ノ下駅があります。大船渡線に並行し県道花泉東山線が通り、南部で、県道松川千厩線が分岐しています。卯入道平には、藤原秀衡公が元朝に若水をくませた名所、磐井清水があります。磐井清水は、昔の東磐井郡、西磐井郡の地名の起こりとも伝えられています。町裏ノ上には二十五菩薩堂があり、県文化財の阿弥陀如来坐像、二十五菩薩像が安置されています。日本で最初に公開図書館を開いた、青柳文蔵の出生地です。また、滝ノ沢には詩人・童話作家の宮沢賢治が技師として働いた旧東北砕石工場があり産業近代化遺産として文化財に登録になっています。

産業としては、石灰石を中心とした鉱業が盛んです。

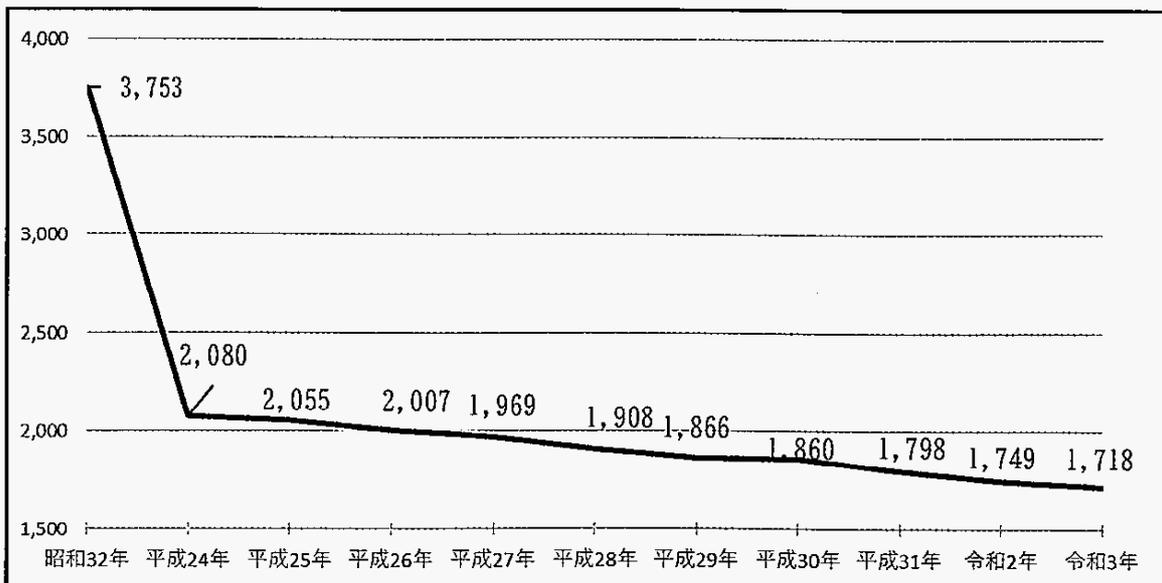
住民の気質として温和で地域の結びつきを重んずる“結”の精神が受け継がれてきています。

(1) 地区の面積 総面積 20.21km²

(2) 人口の構造

松川地区は松川第1行政区から第10行政区まで588世帯、人口1,718人(男835人、女883人、高齢化率38.2%、少子率10.2%)で、将来的にも人口の減少傾向が続くことが予想され、少子高齢化率も進んでいます。表(ア)～(オ)参照。

(ア) 人口の推移 (※昭和32年12月現在 平成・令和各年3月現在)



(イ) 行政区別人口

令和3年3月31日現在

行政区	世帯数 (戸)	人口合計 (人)	55歳以上合計 (人)	準限界率	65歳以上合計 (人)	限界率 (高齢化率)	14歳以下合計 (人)	少子率	若年世代 (20~39) (人)	
1区	50	148	89	60.1%	67	45.3%	17	11.5%	18	12.2%
2区	147	432	182	42.1%	129	29.9%	71	16.4%	64	14.8%
3区	48	136	87	64.0%	56	41.2%	7	5.1%	18	13.2%
4区	70	213	109	51.2%	78	36.6%	17	8.0%	26	12.2%
5区	65	196	105	53.6%	76	38.8%	18	9.2%	31	15.8%
6区	69	216	116	53.7%	86	39.8%	24	11.1%	37	17.1%
7区	75	186	111	59.7%	84	45.2%	13	7.0%	20	10.8%
8区	13	44	25	56.8%	13	29.5%	3	6.8%	10	22.7%
9区	26	76	47	61.8%	33	43.4%	4	5.3%	11	14.5%
10区	25	71	49	69.0%	35	49.3%	2	2.8%	3	4.2%
合計	588	1,718	920	53.6%	657	38.2%	176	10.2%	238	13.9%

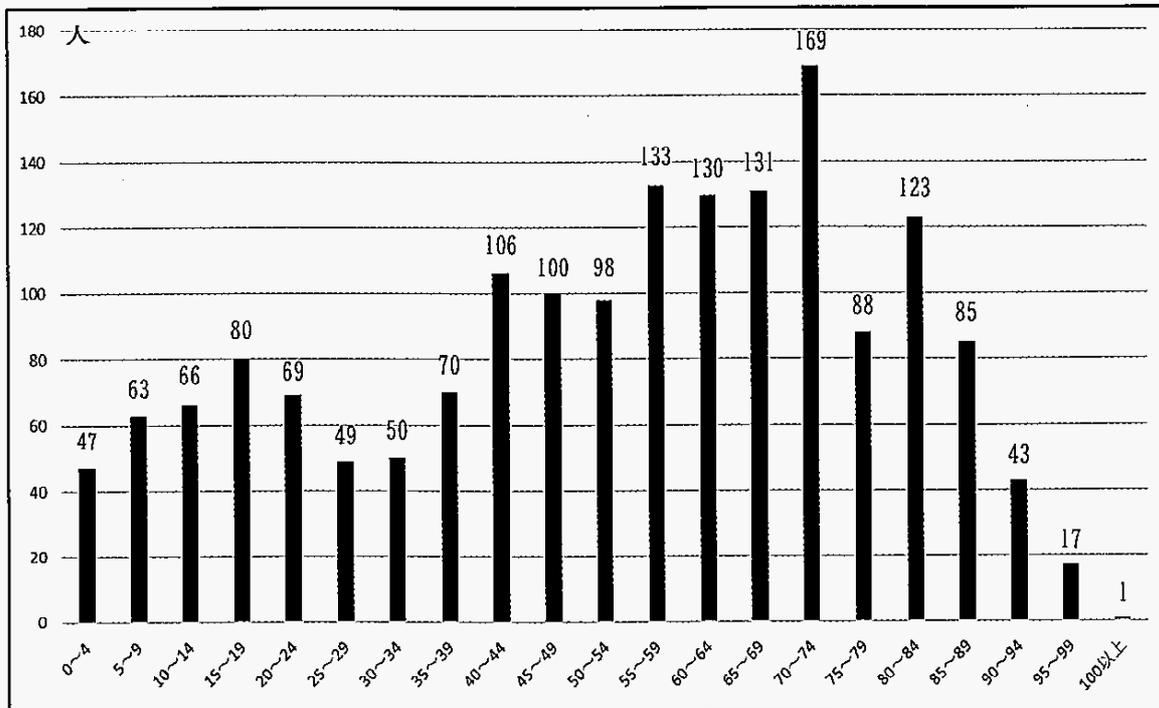
※準限界率 (準高齢化率 55歳以上人口が総人口に占める割合)

※限界率 (高齢化率 65歳以上人口が総人口に占める割合)

※少子率 (14歳以下人口が総人口に占める割合)

(ウ) 松川地区年齢別人口

令和3年3月31日現在



	0～19歳	20～39歳	40～59歳	60～79歳	80～99歳	100歳以上
H27年度	324	314	480	591	260	0
R3年度	256	238	437	518	268	1
増減	-68	-76	-43	-73	8	1
増減率	-21%	-24%	-9%	-12%	3%	

※平成27年と令和3年の各年代層別の人口増減になります。

※若年層の減少が顕著です。

(工) 松川地区高齢者世帯状況

(令和2年10月1日現在)

人口			65歳以上人口				援護を要する日中独居高齢者			
男	女	計	男	女	計	高齢化率	男	女	計	65歳以上人口比
848	895	1,743	298	368	666	38.2%	6	12	18	2.7%
出典・一関市令和2年度高齢者実態調査			1人暮らし高齢者				高齢者のみ世帯			
			男	女	計	65歳以上人口比	世帯	人数	65歳以上人口比	
			18	36	54	8.1%	78	163	24.5%	

(才) 松川出身児童入学者数

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
13	14	12	23	7	12

5 地域の課題

(1) 進む高齢化

高齢化率は平成 27 年度の 35.3%から令和 3 年度に 38.2%に上昇し、高齢化は進行しています。一方で、65 歳以上の人口は、同期間で 696 人から 657 人と 39 人減少しました。高齢化率を上回る人口減少があったこととなります。高齢者の一人暮らし、高齢者のみ世帯数も微増となっています。高齢化率の上昇で、ますます、買い物や通院が困難な世帯、草刈り等日常生活が困難な世帯の地域での見守りが必要な状況になっていますが、見守り、支援をする担い手の確保も課題です。

(2) 若年層、働き盛りの層の減少

当初計画でも、少子化の問題は、大きな課題として認識をしてきましたが、本計画の検証では 20 歳～59 歳の人口減少も課題と考えています。

松川地区年齢別人口グラフのとおり、20 歳～39 歳の減少率は 24%と地区の減少率 13%を大きく上回っています。

20 歳～59 歳の層は、地域の子供たち、高齢者の見守り、支援に欠かせない担い手であり、また地域づくり計画の中心的役割を担うものと考え、課題解決に向けた取り組みが必要です。

(3) 小学校跡地の活用

平成 26 年 3 月に閉校し、令和元年度に解体された旧松川小学校跡地の活用について、令和元年 10 月 11 日に一関市へ提案書を提出しましたが、今後も継続的に働きかけていく必要があります。

6 松川の将来像

(1) 松川の将来ビジョン

「元気にイキ・イキ・イキ松川」

生き・元気に生まれ育ち、元気に健康寿命を楽しむ松川

生き・人材を活かし、自然などの地域資源を活かし

意気・元気な松川を誇りに思い、松川からまちづくりを発信する

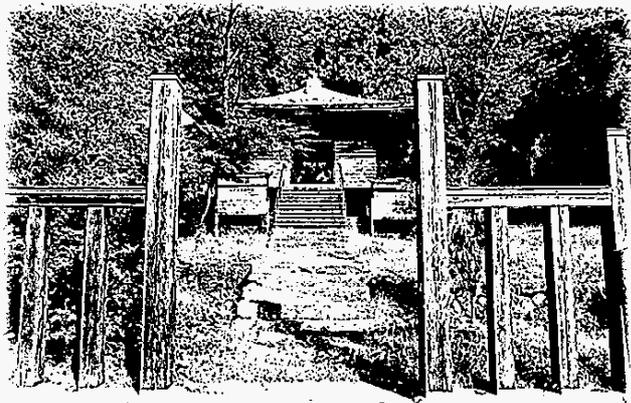
とした、当初計画の将来ビジョンは堅持し、尊重していきます。



(2) 分野ごとの目標

松川の将来ビジョンの「元気にイキ・イキ・イキ松川」にある三つの「イキ」を総合して、「松川に生まれてよかった」を実感できるようにするために、8つの事業に取り組んでいくとした分野ごとの目標は変更しません。

- (1) コミュニティ
- (2) 福 祉
- (3) 健 康
- (4) 子 育 て
- (5) 安心・安全
- (6) 歴史・文化
- (7) 農林・商工
- (8) 環境・衛生



7 分野別の目標

(1) コミュニティ

区分・○短期(3年) △中期(5年) □長期(10年) ■棚上げ 一除外

項目	区分	内容	主体・支援
地域コミュニティ	○	地域住民による世代間交流の場の拡大と参加者の増加を図る。	地区・協働体
老人クラブ	○	年齢に達したら老人クラブに加入するよう支援する。	地区 (老人クラブ) 協働体(支援)
婦人会	○	地域婦人会組織はあるが、年々年齢層が高くなってきて参加が少なくなってきている。地区参加を求め婦人会の継続発展を支援する。	地区(婦人会) 協働体(支援)
協働の標語	○	協働の標語を募集して協働の意識を高める。	市・地区 協働体
町民運動会	○	地域住民が参加し、幼児から高齢者まで幅広く参加している行事。創意工夫を加え運動会の継続を支援する。	体協・地区 協働体(支援)
グランドゴルフ大会・パークゴルフ大会	○	松川全体のスポーツの振興とスポーツを通じて地区住民の交流を深めるため開催する。	体協・地区 協働体
NTM(長坂・田河津・松川)サミット開催	○	東山の地域協働体が集まり、各地域の現状・進行状況の情報交換や地域の問題を共に考えより良い地域づくりを目指す。	3地区協働体
広報発行	○	市民センター広報「まつかわ」を定期的に発行し、住民へ協働の意識高揚と地域の情報発信をする。	協働体
情報の発信	○	情報発信のためホームページを開設する。SNSやフェイスブックの活用をする。	協働体

項 目	区 分	内 容	主体・支援
相撲部屋夏合宿	○	相撲部屋夏合宿を積極的に支援する	協働体（支援）
まちづくり講演会	○	まちづくり講演会を開催し協働の学習と意識高揚を図る。	協働体
先進地視察研修	○	先進地視察研修を開催し、より良いまちづくりを目指す。	協働体
まちづくりの提言	○	まちづくりに関しての必要な施策の提言をする。	協働体
いわて松川やくにたつ会の組織強化	○	地域協働体の構成員等を見直し組織の強化を図り、まちづくりを推進する。	協働体
投票率向上	○	選挙において松川地区の投票率の向上を支援する。	市 協働体(支援)
やくたつカレンダー作成	○	生涯学習カレンダー＋もしもカレンダー（「治療方針」「延命方針」「緊急連絡先」）をサイズやスタイルを検討し作成配布する。	市・地区 協働体
成年会(仮称)の組織化	△	育成会から老人クラブまでの年齢層をカバーする組織が抜けている。成年会(仮称)を組織し成年層のコミュニケーションを図りまちづくりの活動を推進する。	地区 協働体
あいさつ運動	△	近年、あいさつが少なくなりつつあり近所の人もわからない環境にある。あいさつをする事で顔見知りとなりコミュニケーションと共に防犯が図られる。	地区 協働体
ニュースポーツ (ユニカール・カーリング・吹き矢など)	△	松川全体のスポーツの振興とスポーツを通じて地区住民の交流を深めるため開催する。	体協・地区 協働体

項 目	区 分	内 容	主体・支援
婚 活	△	地域の若い人達と連携し、広域で継続的に婚活イベントを開催する。	地区・協働体
喫茶店開店	△	コーヒーショップの開店の検討。	協働体
まつかわソング	□	地域住民がいつでも□ずさめる歌いやすい歌を作成し、郷土に愛着をもってもらう。	市・地区 協働体
東関部屋夏合宿	—	東関部屋夏合宿を積極的に支援する。	東関部屋後援 会・協働体(支 援)

(2) 福 祉

区分・・・○短期（3年） △中期（5年） □長期（10年） ■棚上げ ー除外

項 目	区 分	内 容	主体・支援
高齢者の見守り隊	△	一人暮らしの高齢者の安否確認や高齢者の話を聞ける体制をつくりいつでもすぐに駆けつけれるように努める。	地区 協働体
NPOの立ち上げ	□	NPO（おらほの店（仮称））を立ち上げ販売及び宅配の支援をする。	NPO 協働体(支援)
当番店	□	土日に買い物が地域内でできないので、土日に買い物ができるように既存の商店が当番制で店を開ける。	既存の商店 協働体(支援)
慶弔規定を設ける	■	慶弔規定を設け出生・婚姻のお祝い金や死亡のお悔み金を支出する。市の補助金が使えないため自主財源をもって慶弔にあてる。	協働体
たすけあいバス	■	通院や買い物を手頃に使えるバス運行を検討する。	市・協働体

(3) 健康

区分・・○短期(3年) △中期(5年) □長期(10年) ■棚上げ 一除外

項目	区分	内容	主体・支援
健康寿命をのばす	○	あらゆる機会を活用し松川の住民の健康寿命を延ばす。	市協働体
健康づくり (健康講習)	○	健康講習の計画を立て健康づくり教室を開催し地区住民が元気な生活を送れるように支援する。	体協・社協協働体(支援)
健康相談	○	保健指導員を呼び月1回の健康相談を設ける。	市・協働体
健康料理教室	○	肥満症など生活習慣病の健康料理教室を開催し、健康料理を普及させる。	市・協働体
男の料理教室	○	男の料理教室を開催し料理を通して、健康に関心を持ってもらう。	市・協働体
健康診断	□	健康診断の受診率100%を目指す。	市・地区協働体
ころり地蔵	□	元気でころりと生涯を終えられるようにころり地蔵を建立する。 将来、観光資源にする。	地区・協働体

(4) 子育て

区分・・○短期(3年) △中期(5年) □長期(10年) ■棚上げ 一除外

項目	区分	内容	主体・支援
子どもの健全育成	○	子どもたちが様々な体験ができる居場所を設置し、地域の人材を活かして子どもたちが健やかにたくましく生きる力を育む。	地区協働体

項目	区分	内容	主体・支援
スポーツ少年団の育成	○	各種スポーツ少年団の活動に支援する。	育成会 協働体(支援)
子ども会の連携	△	地域ごとの子ども会行事では、子どもの人数が減少しているので子ども会同士の連携を支援する。	地区(子ども会) 協働体(支援)
ラジオ体操の励行	□	夏休み中のラジオ体操を復活させ、相撲部屋の夏合宿時には「大相撲体操」(DVD有)で力士と体操をして朝から元気に過ごす。	地区 協働体
子育てしやすい環境をつくる	□	対象年齢を幅広く、乳児から成人前までの子どもたちの子育てしやすい環境をつくる。	地区 協働体

(5) 安心・安全

区分・○短期(3年) △中期(5年) □長期(10年) ■棚上げ -除外

項目	区分	内容	主体・支援
防犯・交通安全	○	人通りが少なくなる夜の防犯、交通事故に合わないよう、防犯協会や交通安全協会と連携し地域の安全を守る活動を支援する。	防犯協会 交通安全協会 地区 協働体(支援)
防災 防災マップ	○	地区ごと(2区は危険箇所がないため未作成)の防災マップデータが東山支所産業建設課で保有しているので活用し災害に備える。	市・地区 協働体

項 目		区 分	内 容	主体・支援
防災	防災マップ	○	防災マップを活用して地区ごとの研修会を設け防災意識を持つ。	地区・協働体
	自主防災組織	○	災害に備えて防災意識の高揚を図る。災害規模により援助が必要とされることを想定し、他地区との応援協定の締結を支援する。	自主防災組織 協働体(支援)
	火災対策	○	非常時に必要な消火栓等の確認や火災時の水源の確認・調査し周知に努める。	地区・協働体
	水害対策	○	河床・樋門・護岸等を常に見回り管理をする。河川改修の必要な箇所を確認し、行政へ改善を提案する。	市・水防団 協働体
	水害対策	○	川に親しむ学習会を開催し川に関心を持つ。堤防の草刈り・ゴミ拾いを行い水害対策に努める。	地区・協働体
地域見直し隊		○	各地域の道路改良の必要性や危険箇所を確認し自分達で出来るか出来ないかの判断をして出来ない箇所は行政へ改善を提案する。	市・地区 協働体
防災	水門管理	△	水門の見回り管理や水門周辺の草刈り・ゴミ撤去を行い非常時に備える。	水防団 協働体
防犯灯の設置		△	夜道が暗く人通りが少なくなる場所の防犯対策に市補助金を活用した自治会等による防犯灯の設置を勧める。	市・地区 協働体(支援)
児童の見守り隊		△	小学校が統合となり通学はスクールバスとなったものの道路の危険箇所を通り停留所まで行かなければならない箇所がある。登下校時の見守り隊を配置し安全確保に努める。	地区・協働体
冬の凍結・除雪対策		△	各地域の凍結・除雪箇所を確認し融雪剤散布や除雪が必要な場所は行政へ要請をする。	市・地区 協働体(支援)

(6) 歴史・文化

区分・○短期(3年) △中期(5年) □長期(10年) ■棚上げ -除外

項目		区分	内容	主体・支援
毎日文化祭		○	地区ごとに一定期間作品を展示する。 特産品を生む機会になる。	地区・協働体
伝統芸能の伝承		○	岩の下獅子舞のように伝承の後継者不足があるものの、途絶えることがないように後世に残せるように他の地区からの後継者も考え、継続できるように呼び掛ける。	地区経験者 協働体(支援)
昔遊び		○	縄ない・コマ・めんこ等の遊びを祖父母から教えてもらい子供との交流を深め、昔遊びを後世まで残していく。	地区 (老人クラブ) 協働体
地元祭 (夏祭り・イベントなど)	文化祭	○	積極的に出品を促す。	市・協働体
	磐井清水 若水送り	○	令和4年で30回と続いている行事となっており地区外からの参加者も多数いるイベントなのでこのまま継続できるように支援する。	磐井清水若水送り 保存会・地区 協働体(支援)
	町内イベント	○	町内イベント等への積極的参加を促す。	地区 協働体(支援)
文化財		○	二十五菩薩像の保存支援をする。	二十五菩薩像保 存会・地区・協 働体(支援)
		○	松川地域の文化財の存在を地域住民に周知できるようにする。	市・地区 協働体
史跡めぐり		○	史跡めぐりマップを作成して松川の自然と歴史を目と体と心で感じながら史跡をめぐりウォーキングを楽しんでもらう。	市・地区 協働体

項目	区分	内容	主体・支援	
松川百点	○	松川の名所・旧跡の写真を公募し松川百点としてまとめる。	地区・協働体	
食文化継承	△	がんづきや餅など伝統食文化の継承。	地区・協働体	
地元祭 (夏祭り・イベントなど)	夏祭り	△	平成 14 年の災害以降なくなっていた夏祭り(盆踊り)の復活。	地区 協働体
文化財	△	今泉街道や松川堰など新たな地域資源を見出す。	市・地区 協働体	
大船渡線祭	△	大船渡線 100 周年記念祭開催の支援をする。	JR・ 協働体(支援)	
先人の顕彰	□	青柳文蔵没後 190 年記念祭を開催する。	市・地区・協働 体	
松川の輝き	□	歴史、風土、文化、産業を知ってもらうように冊子を作成する。	市・協働体	
芸能文化の創造	□	時代に即した新しい芸能文化を創造する。	地区・協働体	
松川百景	□	松川の名所・旧跡を検証し松川百景を選び、後世に伝える。	地区・協働体	
大船渡線祭	—	岩ノ下駅開業 50 周年記念事業開催。	JR・ 協働体	
先人の顕彰	—	青柳文蔵没後 180 年記念祭を開催する。	市・地区・協働 体	

(7) 農林・商工

区分・・・○短期(3年) △中期(5年) □長期(10年) ■棚上げ -除外

項目	区分	内容	主体・支援
どんこ市 開催	○	年に1回の開催となっていて地区住民にも周知されてきているので今後も継続できるように支援する。	どんこ市実行委員会・地区協働体(支援)
地元の企業との交流	○	地元企業の見学会を開催し企業が環境管理等を行っているのを地域の人に理解をしてもらい企業との交流を図る。	地区・協働体
企業雇用の拡大	○	地元企業への就職斡旋を支援する。	市協働体(支援)
ハローワークの活用	○	週1回ハローワーク発行の就職情報を掲示する。	協働体
I L C誘致	○	I L C誘致を支援する。	市協働体(支援)
病虫害予防一覧	△	水田の病虫害を防ぐ為の農薬散布時期、水田作業一覧表を作成し全世帯へ配布する。	協働体
農地管理	△	土地改良区・中山間地域等直接支払制度・多面的機能支払交付金事業の周知などで支援をする。	土地改良区・市協働体(支援)
ミニ産直開店	△	ミニ産直開店の検討。	協働体
休耕地利用	□	農業希望者へ休耕地を利用して農業をしてもらえるように支援する。	市協働体(支援)
企業誘致の拡大	□	企業の誘致を図り地域の活性化に繋げるように支援する。	市協働体(支援)
特産品の開発	□	ゴボウ・行者ニンニク・山野草など新しい特産物を開発する。	地区・協働体
水耕栽培	□	企業の排水を利用した水耕栽培をする。	企業・地区協働体

(8) 環境・衛生

区分・○短期(3年) △中期(5年) □長期(10年) ■棚上げ -除外

項目	区分	内容	主体・支援
花いっぱい運動	○	花があることにより心豊かになる環境づくりを目指し、花いっぱい運動の継続を支援する。	市・地区協働体(支援)
ゴミのない町(ポイ捨て禁止)	○	道路清掃が春と秋、年間2回行われ今後も継続していきたい。きれいなまちづくりのために道路脇のポイ捨てや草刈りなどによる道路環境の向上に努める。	市・地区協働体(支援)
環境衛生看板作成	○	ゴミの不法投棄・ポイ捨てがあり地域の環境や衛生が損なわれている。ポイ捨て看板を作成・設置して環境衛生に努める。	地区・協働体
旧松川小学校	○	旧松川小学校跡地の利用を提言する。	市・地区協働体
鳥、害虫駆除活動	□	鳥や獣が空家に住みにくい環境を整える。地域内で出来る範囲で駆除を行い、範囲外の駆除については市に要請する。	市・地区協働体(支援)
ハクビシン対策	□	市より道具を借用してハクビシン駆除を行う。	地区・協働体
野良猫対策	□	野良猫の餌付けを注意し環境・衛生に努める。	地区・協働体
愛玩動物のお墓	□	家族の一員として愛玩動物のお墓を創生する。	地区・協働体
セイタカアワダチソウの駆除	□	要注意外来生物に指定されている植物で育成範囲が広がっている。駆除を行い環境衛生に努める。	地区・協働体
空家対策	□	空家の状況を調査して空家利用の対策をする。	市協働体

項 目	検 討 区 分	内 容	主体・支援
四季に合わせた 景観づくり	<input type="checkbox"/>	季節ごとの景観を取り入れ「松川だから 見れる」という景観づくりをする。	地区・協働体
公園整備等	<input type="checkbox"/>	自然豊かな公園で子供たちが安心して遊 べる場所と環境づくりを支援する。	市・地区 協働体(支援)

8 計画の推進

今回の地域づくり計画の評価・検討を通じて、今後の目標をより明確にしました。各計画を遂行し目標を達成できるよう、今後、いわて松川やくにたつ会の各部会を中心として検討し、推進していきます。

地域づくり計画の具体的な事業展開にあたっては、行政や自治会、各種団体等とも緊密な連携をとり、適切な役割分担をしながら取り組んでまいります。また、この計画は松川地区住民共有のものとし地区住民の主体的な参加と協力をいただきながら推進してまいります。

いわて松川やくにたつ会規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、いわて松川やくにたつ会（以下「本会」という。）と称し、事務所を一関市東山町松川字町裏ノ上8番地2 一関市松川市民センターに置く。

(目的)

第2条 本会は、地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図るとともに、受け継がれてきた豊かな歴史と文化を踏まえ地域課題の解決に努め、地域各種団体との綿密な連携を図りながら、明るく豊かで住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業の推進を行う。

- (1) 地域住民等の参画によるまちづくりに関すること。
- (2) 地域の活性化、福祉、健康、生活環境に関すること。
- (3) 教育・文化の向上と生涯学習、生涯スポーツに関すること。
- (4) 安心・安全な地域づくりに関すること。
- (5) 地区内の各種団体等の活性化及び各種団体相互の連絡調整に関すること。
- (6) その他本会の目的達成に必要なこと。

第2章 会員

(構成員)

第4条 本会は、別表1に記する松川地区の各自治会及び本会の趣旨に賛同する各種団体・企業・事業所等をもって構成する。

第3章 役員

(役員)

第5条 本会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 20名以内
- (4) 監事 3名以内

(役員を選出)

第6条 会長、副会長（第1から第3）及び監事は会員の中から理事会において推薦し、総会で承認を受ける。

2 理事は当該年度の自治会長及び団体の長並びに各部会長をもって充てる。特段の事情がある場合に限り、自治会長が推薦する者及び団体の長が推薦する者が理

事となる。

- 3 会長、副会長、理事は監事を兼務することができない。
- 4 役員は、部会長を除いて、代議員になることができない。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じたときは補充できるものとし、任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員任務)

第8条 役員任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、予め定めた順序でその職務を代理する。
- (3) 理事は、本会の業務を執行する。
- (4) 監事は、本会の業務並びに会計を監査する。

(役員報酬)

第9条 役員に対して、報酬を支給することができる。

- 2 前項に関して必要な事項は、別に定める役員報酬・出席日当に関する規程による。

(事務局)

第10条 本会に、円滑な業務を行うため、事務局を設置する。

- 2 職員は、理事会の承認を得て会長が任命する。
- 3 事務局には、事務局長を置く。
- 4 事務局の運営に関する事項は、理事会で定める。

第4章 総会

(総会)

第11条 通常総会は、毎年度決算終了後3ヶ月以内に会長が招集し開催する。

- 2 総会は代議員制とし、各自治会及び団体から推薦された者をもって構成する。推薦基準地区割りとし、別表1の最小自治会世帯数を基準に1名とし、団体は1名とする。
- 3 総会の議長は、出席代議員の中から会長が指名し出席代議員の承認により選出する。
- 4 総会は、代議員の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、議決

は出席代議員の2分の1以上をもって決定する。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決する。

- 5 総会では書記及び議事録署名人2名を指名する。記載した議事録を作成し、議長、議事録署名人の署名押印を得なければならない。
- 6 書記は総会の議事について、会議の運営状況、発言内容、議事の進行等を記載した議事録を作成し、議長、議事録署名人の署名押印を得なければならない。議事録は事務局が保管管理する。
- 7 総会には、次の案件を付議するものとする。
 - (1) 事業計画並びに収支予算に関する事。
 - (2) 事業報告並びに収支決算に関する事。
 - (3) 規約の制定・改廃に関する事。
 - (4) 役員を選出に関する事。
 - (5) 会費の決定に関する事。
 - (6) その他本会に関する重要な事項。

(臨時総会)

第12条 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 代議員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第8条(4)の規定により監事から開催の請求があったとき。
- 2 会長は、前条(2)、(3)の規定による請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して開催の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

第5章 会議

(会議及び会議の招集)

第13条 会議は、総会、会長副会長会議、理事会及び部会とし、会長及び部会長が必要と認めるとき開催する。

(会長副会長会議)

第14条 会長副会長会議は、会長、副会長をもって構成する。

- 2 会長は、会長副会長会議の進行を務める。
- 3 会長副会長会議は、次の事項を審議する。
 - (1) 総会及び理事会の付議事項の調整に関する事。
 - (2) 総会及び理事会において、委任又は付議された事項に関する事。

- (3) 総会及び理事会において、議決した事項の施行に関すること。
- (4) 部会の事業実施や、事業の大幅な変更に関すること。
- (5) 総会で承認された、収支以外の収支については、事前に理事会の承認を得て、これを施行する。ただし、急を要する場合、執行後速やかに承認を得る。
- (6) 会長は、必要と認めるときは、本会の構成員以外の者を会議に招請し、参考意見又は説明を求めることができる。

(理事会)

第15条 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成する。

- 2 会長は理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。
- 3 会長は、必要に応じて理事の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったときは、その請求があった日から10日以内に理事会を招集し開催する。
- 4 理事会の議長は、出席理事の中から会長が指名し、出席理事の承認により選出。次の事項を審議する。
 - (1) 総会に付議する事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
 - (4) 緊急を要する重要事項
 - (5) 役員の処分に関すること
 - (6) 事務局職員の採用と解雇及び処分に関する事項
- 5 理事会には、第11条4、5、の規定を準用し、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と「代議員」を「理事」と読み替えるものとする。

(部会及び部会構成)

第16条 本会に別表2の部会を設置し、各自治会から推薦された代議員及び団体推薦代議員をもって構成し、全員がいずれかの部会に所属するものとする。

- 2 部会は、各部部长1名と副部长1名を互選で選出する。
- 3 部部长は、会長、副会長を補佐し、理事会の決定事項に基づき、それぞれの部の活動推進をするものとする。
- 4 部会は、所管する専門の事項を企画立案し調整、理事会に提案することができる。
- 5 部会は、部部长が招集し、開催するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第6章 会計

(経費)

第17条 本会の経費は、会費、一関市からの補助金等及びその他収入をもって充てる。

2 事業推進のため、職員の給与以外の一部流用を、理事会で専決処分ができる。

(事業年度及び会計年度)

第18条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されるまでの間は、会長は、前年度の収支予算を基準として収入支出をすることができる。

第7章 雑則

(市民センターの管理運営)

第19条 本会は、一関市との「一関市松川市民センターの管理に関する基本協定書」に基づき、一関市松川市民センターを管理運営する。

(備付け帳簿及び書類)

第20条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可に関する書類、総会及び理事会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(その他必要事項)

第21条 総会の決定事項等、本会の情報は常時開示できるように努めなければならない。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年度に限り、会長、副会長、理事、監事並びに代議員の員数及び地位を据え置く。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。



松川地域づくり計画書 元気にイキ・イキ・イキ松川

〒 029-0303

岩手県一関市東山町松川字町裏ノ上8-2

いわて松川やくにたつ会

(松川市民センター内)

TEL 0191-48-2410(FAX 兼用)